

イタリアの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

日本における欧州法の研究では、従来、ドイツ法、フランス法及びイギリス法が、主な対象とされてきた。これに対し、他の欧州諸国の法律（イタリア法等）については、研究対象とされることが、比較的少なかったといえよう。しかし、ドイツ法、フランス法及びイギリス法以外の欧州諸国の法律についても、日本にとって参考となる重要な法制度や法実務運用があるのではないかと思われる。

イタリアのベネツィアでは、1443年には発明に特許が付与され、1474年には世界初の特許法である「発明者条例」が公布された。また、1580年には、フィレンツェの織物組合で、新規の意匠を考案した者に対し、2年間の専用権を付与していたという²。また、イタリアは、欧州連合（EU）における国内総生産（GDP）第4位の主要構成国である。これらのことから、イタリアの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、イタリアの知的財産法の概要を紹介することとしたい。なお、イタリアも加盟しているEUの知的財産法の説明については、別稿を参照されたい³。

II イタリアの法制度一般

現在のイタリアがある地域は、古代より都市国家が建設され、政治的・経済的・文化的に長い歴史を有していた。とくに、古代ローマ時代から発展してきた「ローマ法」は他の地域に大きな影響を及ぼした。

しかし、中世以降、多数の領邦国家に分裂していたイタリアは、フランスのナポレオンに支配されることとなり、フランスの強い統制の下に近代化を実現した。その結果、イタリアの法制度は、フランスの法制度の影響を大きく受けることとなった。

近代国家としてのイタリアの歴史は、1861年にイタリア王国が成立した時に始まる。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 経済産業省北海道経済産業局のウェブページ「特許の歴史を旅しよう」
<http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/student/j07/cont7.html>

³ 詳しくは、「世界の知的財産法 第2回 EU」（『特許ニュース No.13921』（経済産業調査会、2015（平成27）年3月17日）1～5頁を参照されたい。

1865年に制定されたイタリアの旧民法典は、フランスのナポレオン民法典に倣い、「第1編 人」、「第2編 物、所有権及びその変容」、「第3編 所有権その他物に関する権利の取得及び移転の方法」という構成となっていた。また、民法典とは別に、商法典も制定された。

その後、イタリアでは、ドイツ法の影響も大きく受けるようになった。第1次世界大戦後に新民法典等の編纂作業が行われ、ムッソリーニ政権下で新民法典等が制定・施行された。1942年に制定されたイタリアの新民法典では、日本の民法典に相当する規定だけでなく、会社法、労働法等に関する規定も含まれており、「私法の統一」が企図されている（とはいえ、実質的意義における全ての商法が新民法典に統一されているわけではない。例えば、手形・小切手については新民法典とは別の特別法が存在している。また、破産及び知的財産については新民法典にはごく簡単な規定があるのみで、詳細は特別法に規定されている）。イタリアの新民法典には、フランス法とドイツ法の融合がみられるほか、ローマ法の伝統を堅持しようとする姿勢もみられ、近時は、英米法の影響も強くなっている⁴。また、ドイツ民法典が採用する「パンデクテン方式」（共通する法原則を抽出して総則として規定する等の体系化を特徴とする）の特徴も見受けられる。

第2次世界大戦敗戦後の1946年に行われた国民投票により、イタリアは共和制の道歩むこととなり、イタリア共和国が成立した。

以上に述べたような歴史と経緯を有する現在のイタリアの法制度⁵は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。

イタリア法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、イタリアの法制度一般に関する英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「Guide to Italian Legal Research and Resources on the Web」⁶が詳しい。

III 知的財産法全般

イタリアの知的財産法制度は、主に、「民法典」、「産業財産権法典」、「特許法」、「実用新案及び意匠法」、「商標法」、「著作権及び隣接権保護法」等により構成されている⁷。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

⁴ 岡本詔治著『イタリア物権法』（信山社、2004年）3頁。

⁵ イタリアの法制度全般については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第8回 イタリア」（『国際商事法務 Vol.41, No.5』（国際商事法研究所、2013年）所収）706～711頁を参照されたい。

⁶ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/italy.htm>

⁷ 「特許法」、「特許規則」、「実用新案意匠法」、「実用新案意匠規則」、「商標法」、「商標規則」の日本語訳は、特許庁のウェブページに掲載されている（<https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/mokuji.htm>）。また、産業財産権法典の英語訳は、WIPOのウェブページに掲載されている（<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/it/it204en.pdf>）。

イタリアは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO 設立条約、WTO 協定、特許協力条約 (PCT)、欧州特許条約 (EPC)、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、実演家等保護条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) 等である。

知的財産権に関連するイタリアの政府機関のうち最も主要なものであるイタリア特許商標庁 (イタリア語の略称は「UIBM」) は、経済開発省が所管している。本部はローマにあり、特許出願、実用新案出願、意匠出願、商標出願の受理・審査・登録等の業務を行っている⁸。

イタリアは EU に加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、イタリア国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、イタリア国内においては、国内法に基づき、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権が保護されている。EU の各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほか、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。例えば、商標については欧州連合商標 (EUTM)⁹ 制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許については、欧州の多くの国々により、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている¹⁰。イタリア政府も、これらへの参加を決定している。これに対し、著作権及び営業秘密に関しては、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

IV 特許

現在のところ、イタリアで特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約 (EPC) に基づき欧州特許局 (EPO) に対して欧州出願を行い、許可後に、イタリア等

⁸ <http://www.uibm.gov.it/>

⁹ 2016年3月23日の欧州連合商標規則の施行までは、「共同体商標」(CTM) という名称であった。

¹⁰ 但し、イギリスのEU離脱の是非を問う国民投票(2016年6月23日実施)において、離脱派が勝利したことにより、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に関する先行きは不透明となっている。

の希望する国における登録を行うことである。もう1つは、イタリア特許商標庁に特許出願を行い特許を取得することである。前者については、別稿で述べたので、本稿では、主に後者について説明する（但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである）。なお、前述したとおり、イタリア政府は、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設への参加を決定していることに留意されたい。

特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である。外国語で出願することもできるが、出願日から2か月以内にイタリア語訳を提出しなければならない¹¹。

特許出願書類が提出されると、方式審査（方式的要件、発明の単一性、特許性自体についての審査）が行われる。もし方式に問題があると判断された場合、出願人に通知される。原則として2か月以内の応答期間内に、出願人が応答しなかった場合、出願は拒絶される。出願は、出願日又は優先日から18か月後に公開される。

優先権を主張するイタリア出願については、実体審査（新規性、進歩性、産業上の利用可能性等）は行われませんが、2008年7月1日以後に、優先権を主張せずに最初に行われたイタリア出願については、先行技術調査及び実体審査が行われる。この調査は、出願日から原則として9か月以内にEPOにより行われ、「Extended European Search Report」及び「Patentability Opinion」が発行され、出願人に通知される。出願人は、「Patentability Opinion」での指摘に対し、応答しなければならないが、その際、明細書・クレームの補正を行うことができる。

新規性については、絶対的新規性が採用されており、世界のいずれかの国・地域において公衆に利用可能とされた発明は、新規性が認められない。

出願人は、出願拒絶通知を受けたときは、通知後60日以内に、審判を請求することができる。

PCT出願による場合、直接にイタリアを指定して国内特許の付与を受けることはできない。EPCを指定して、EPC出願手続においてイタリアを指定することになる。

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から20年である。

特許権を付与された発明について、①新規性、進歩性又は産業上の利用可能性が無い場合、②公序良俗に反する場合、③開示が不十分であった場合、④出願当初の記載範囲を超えていた場合、⑤特許権者が特許を受ける権利を有していなかった場合には、利害関係人は、裁判所に特許権の無効を請求することができる。

V 実用新案

イタリアには、実用新案制度が存在する。

¹¹ 本稿の「特許・実用新案」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「イタリア」の「産業財産権制度」6頁～17頁等を参照した。<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html>

実用新案の保護対象は、「機械、部品、道具等に対して、使用に際して特別な効率性又は便宜性を与えることができる新規な考案」である。よって、医薬品、方法等は、実用新案の保護対象とはならない。

実用新案登録出願の手続の多くは、特許出願の手続と同じとあってよい。但し、実用新案登録出願の場合は、特許出願の場合と異なり、「優先権を主張する出願か否か」という点は問題とならず、方式的要件、登録性及び公序良俗についてのみ、審査が行われる。実用新案登録出願の手続においては、特許の場合のような先行技術調査は、不要である。

実用新案の進歩性の程度は、特許の場合よりも低いものでよい。

実用新案権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から5年であるが、1回だけ5年間更新することができる。

なお、特許出願と実用新案登録出願の手続を同時に行うことも認められている。

VI 意匠

意匠については、「EU 全体において有効な意匠制度」と、「イタリア等の各加盟国においてのみ有効な意匠制度」に分けられる。前者は、「共同体意匠」(Community Designs)と呼ばれるものであり、欧州連合知的財産庁(EUIPO)に出願して取得する。後者は、「意匠の法的保護に関する指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

イタリアの意匠法によると、「意匠」とは、製品自体又はその装飾の特徴、特に、線、外郭、色彩、形状、織り方又は材料から生じる物品の全体又は一部に関する外観で構成されているものをいう。「物品」とは、部品、包装、グラフィックシンボル、タイプフェイスを含む、工業用又は手工業用アイテムをいう。部分意匠も認められている¹²。

意匠出願に対しては、方式審査のほかは、意匠登録要件及び公序良俗への該当性の有無のみが行われ、新規性及び独自性についての実体審査は無い。

意匠権は登録日から発生し、その最初の存続期間は出願日から5年であるが、その後、5年ごとに、合計25年まで延長することができる。

登録された意匠について、①意匠の定義に合致していない場合、②新規性又は独自性が無い場合、③公序良俗に反する場合、④登録意匠権者が意匠登録を受ける権利を有していなかった場合には、利害関係人は、裁判所に意匠登録の無効を請求することができる。

VII 商標

商標についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU 全体において有効な商標制度」と、「イタリア等の各加盟国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「欧州連合

¹² 本稿の「意匠」の部分については、前掲「産業財産権制度」18頁～22頁等を参照した。

商標」(EUTM)と呼ばれるものであり、欧州共同体知的財産庁 (EUIPO) に出願して取得する。後者は、「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

登録可能な商標は、写實的に表現できる標識で、言葉、図、文字、数字、音、商品又は包装の形状、色彩の組合せで、識別力を有する商標である¹³。

イタリアは、一出願多区分制を採用している。

イタリア特許商標庁への商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。実体審査は、絶対的不登録事由(商標の保護対象に該当しないこと、識別性を有しないこと等)のみについて行われ、相対的不登録事由(先行商標と同一又は類似であること等)については行われない。

審査の結果、出願人が拒絶理由通知を受けたときは、通知日から 2 か月以上の応答期間(拒絶理由通知の受領日から最大 6 か月までの延長申請も可)の間に、応答することができる。

方式審査が完了した商標出願は公開され、公開後 3 か月間は誰でも異議申立をすることができる。審査請求制度は採られていない。

拒絶査定及び異議申立て決定に対しては、2 か月以内に審判部に審判請求を行うことができる。

商標権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。

商標登録後継続して 5 年以上登録商標を使用していない場合、正当な理由がない限り、申立により、当該登録商標を取り消されることがある。

VIII 著作権

EU には、EU レベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。イタリアにおける著作権の保護は、イタリアの国内法に委ねられているが、EU 加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後 70 年と定めている。

イタリアの著作権法制度は、基本的に、ドイツ及びフランス等のものと同様であり、著作権は「著作者の権利」と位置付けられており、大きく、著作者人格権及び利用権に分けられている。著作権に関する法律規定は、まず、「民法典」の「第 5 編 労働」の「第 9 章 知的著作物及び工業的発明に対する権利」の「第 1 節 文学上及び芸術上の知的著作物に対する著作権」に置かれている(2575 条～2583 条の計 9 か条)。それらの規定の内容としては、①創作性のある科学、文学、音楽、造形美術、建築、演劇、映画等の知的著作物は、(その

¹³ 本稿の「商標」の部分については、前掲「産業財産権制度」23 頁～28 頁等を参照した。

表現の形式又は態様の如何を問わず、) 著作権の目的となること (2575 条)、②著作権は、著作物の創作により発生すること (2576 条)、③著作者は、その著作物につき、著作者人格権及び排他的利用権を有すること (2577 条)、④実演家の権利等も認められること (2579 条)、⑤著作権保護の詳細な事項は、特別法たる「著作権法」に定められること (2583 条) 等が規定されている。そして、著作権法には、著作権だけでなく著作隣接権に関する規定、肖像権に関する規定、出版契約及び公演契約に関する規定等のように広汎な範囲にわたり詳細な規定が置かれている¹⁴。

イタリアにおける著作権は、前述したとおり、大きく、著作者人格権及び利用権に分けることができる。著作者人格権は、氏名表示権、同一性保持権、公表権、著作物を市場から回収する権利を内容とする。これに対し、利用権は、複製権、転写権、実演・口述権、伝送権、商業的頒布権、翻訳権、貸与・貸出権等を内容とする¹⁵。

イタリアでは、著作物の自由利用に関する一般的規定はなく、米国のような「フェア・ユース」の法理も存在しない。著作権法には、自由利用に関する個別的規定（私的使用のための複製等）が置かれているのみである。

著作権の保護期間は状況によって異なるが、一般的に、著作者の生存期間及びその死後 70 年間であるのが原則である。

IX 営業秘密

EU には、営業秘密の保護に関する統一的な法制度は無い。イタリアにおける営業秘密の保護は、イタリアの国内法に委ねられている。

イタリアの産業財産権法典は、営業秘密の保護に関する規定を置いている。これによると、当該情報が秘密であること、秘密であることにつき経済的価値があること、適切な秘密管理措置が採られていることが、営業秘密保護の条件となっている (98 条)。産業財産権法典の定める要件を満たす営業秘密は産業財産権の一種として、同法の定める救済措置の適用を受けることができる。例えば、差止命令、損害賠償、市場からの侵害品の除去、押収、侵害者に対する廃棄・譲渡の要求等である¹⁶。

また、民法典の一般不法行為及び不公正競争の規定も、営業秘密保護のために援用することができる。

刑法典には営業秘密侵害罪の規定が置かれている。営業秘密を侵害した者には、3 年以下

¹⁴ 『ヨーロッパにおける著作権侵害対策ハンドブック（イタリア共和国編）』（文化庁、2008 年）17 頁。

¹⁵ 前掲『ヨーロッパにおける著作権侵害対策ハンドブック（イタリア共和国編）』22～27 頁。

¹⁶ 本稿の「営業秘密」の部分については、『欧州委員会のための営業秘密に関する報告書』（JETRO、2012 年）27 頁～28 頁等を参照した。

https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20120614_01.pdf

の拘禁刑、約 1,000 ユーロ以下の罰金刑が科される。

X エンフォースメント

イタリアにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。

1 民事的手段（民事訴訟）

民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、損害賠償、権利侵害品の差押え、侵害継続防止のための措置等を請求することができる。

イタリアにおける民事事件の管轄裁判所には、「地方裁判所」（第一審）、「控訴院」（控訴審）及び「破棄院」（上告審）がある。

イタリアの民事訴訟においては、弁護士強制主義が採られている。イタリアにおける法曹の全体数は約 16 万人であり、破棄院及び他の上級裁判所で弁護を行う資格のある弁護士は約 3 万 6500 人いる。そして、民事事件は約 320 万～350 万件が裁判所に係属している¹⁷。

憲法 111 条 2 項は、「合理的な期間」の訴訟を保障するものとしているが、従来、イタリアにおいては、訴訟の遅延が大きな問題とされてきた。民事訴訟の第一審に費やされる期間は、下級法廷（治安判事）において 328 日、地方裁判所において 888 日かかり、破棄院までの 3 審の合計では平均 3041 日となる（原典：検事総長の破棄院における 2005 年司法年度当初演説）¹⁸。近時、法曹の数を大幅に増加すること等により、訴訟の迅速化が図られている。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

知的財産権の権利者は、知的財産権侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、検察官又は捜査当局等に対し刑事告訴を行うことにより、刑事訴訟を提起してもらい、犯罪者に刑事責任を負わせることも検討に値する。

イタリアにおける刑事事件の第一審を管轄するのは、地方裁判所、重罪院（重大な犯罪の場合）、治安判事（軽微な犯罪の場合）の 3 つである。これらの第一審判決に対する控訴審は、それぞれ、控訴院、重罪控訴院、地方裁判所が管轄する。上告審は破棄院が管轄する。

イタリアにおける刑事手続の概略は、次のとおりである。すなわち、検察官は、司法警察を指揮して「予備捜査」を行い、公訴を提起する。公訴提起後は、裁判官による「予備審理」が行われ、公判を開始するに足る証拠の有無が審理される。証拠が十分であると判断されると、裁判所による公判審理が開始される。公判においては、当事者主義的訴訟構造が採ら

¹⁷ ステファノ・ベローモ著、林智良訳「イタリアにおける弁護士職への道」（『阪大法学 57(1) (通号 247) 号』所収) 123 頁。

¹⁸ 前掲・ステファノ・ベローモ 124 頁。

れている。

イタリアでは、付帯私訴の制度が存在する。即ち、刑事手続の中で、犯罪被害者が被告人に対し民事損害賠償請求を行うことにより、刑事事件と民事事件を一括で解決しようという制度である。イタリアの制度では、刑事裁判官は、仮の損害賠償額を認めるのみであり、実際の損害賠償額については民事裁判官が認定する必要がある。しかし、仮とはいえ、刑事裁判官が損害賠償額を認めた以上、民事裁判官としては損害賠償額を認めやすくなるという効果は期待できよう¹⁹。

3 税関の水際措置

イタリアの税関は、商標、著作権等の侵害品を差し押さえる権限を有し、イタリアの水際取締りを担っている。商標、著作権等の権利者にとっては、税関による水際取締りも有効な手段であるといえる。

XI おわりに

以上、イタリアの知的財産法制度の概要を紹介したが、前述したとおり、イタリア国内レベルと EU レベルに分かれており非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、先進国としての日本とイタリアの共通性、及びイタリアが欧州連合（EU）における国内総生産（GDP）第4位の主要構成国であること等を考えると、今後も、イタリアの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14324』（経済産業調査会、2016年、原題は「世界の知的財産法 第12回 イタリア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁹ 前掲『ヨーロッパにおける著作権侵害対策ハンドブック（イタリア共和国編）』56頁。